

# 大分県報

令和三年  
第二一六号  
六月十五日

（火曜日）

## 告示

大規模小売店舗に関する意見……………一  
 道路区域の変更……………二  
 道路の供用開始……………二  
 公 告  
 ふぐ処理講習会の開催……………二  
 開発行為の完了（二件）……………二

## ○告示

### 大分県告示第四百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により宇佐市長から次のとおり意見書の提出があったので、同条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和三年六月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハインダストリー長洲店  
宇佐市長洲沖須町一丁目二十番
- 二 意見の概要  
交通について
- 三 関係書類の縦覧
  - 1 縦覧期間  
令和三年六月十五日から同年七月十五日まで
  - 2 縦覧場所  
大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

### 大分県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、令和三年六月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 令和三年六月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別		敷地の幅員	延 長
		前	後		
県道安心院湯布院線	宇佐市安心院町廣連字寺田九五番二から 宇佐市安心院町水車字柳ケ元一三四番五まで	前	後	二二・七 一・一・二	メートル 六八・四
		後	前	一三・一 九・八	六八・四
県道下時枝今津停車場線	宇佐市大字中敷田字善家三三四番二から 宇佐市大字中敷田字蓮羽二九四番二まで	前	後	一二・五 六・六	二四七・七
		後	前	一八・〇 一・一・七	二四七・七
	宇佐市大字中敷田字蓮羽二九一番から 宇佐市大字富山字荒堀六四〇番二まで	前	後	一七・一 八・〇	三〇七・六
		後	前	一八・四 一・一・二	三〇七・六
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字菅原字川底一四四 三番一〇から 玖珠郡九重町大字菅原字詰ノ平七七	前	後	一六・六 七・五	一八一・一
		後	前	六〇・八 八・五	一八一・一

令和三年六月十五日

大分県報（告示）

大分県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年六月十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和三年六月十五日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道三八七号	玖珠郡九重町大字菅原字川底一四四三番一〇から 玖珠郡九重町大字菅原字詰ノ平七七五番八まで	令三・六・一五
県道山香院内線	杵築市山香町大字野原字柳ノ内二一〇六番二から 杵築市山香町大字野原字原田一七一三番三まで	

○公 告

大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号。以下「条例」という。）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。

令和三年六月十五日

大分県知事 広瀬 貞

一 講習会の受講対象者

条例第十六条第一項の規定によりふぐ処理者名簿に登録された者のうち、登録の有効期間の満了の日が令和四年五月三十一日、同年八月三十一日、同年十一月三十日及び令和五年二月二十八日までの者

大分県報（告示・公告）

二 講習会の開催期日及び場所

1 開催日時 令和三年十月六日（水曜日）午後一時から午後三時四十分まで  
なお、受付時間は、午後零時十五分から午後零時五十五分までとする。

2 開催場所 大分市大字下郡四百九十六―三十八 大分県教育会館

三 講習会の受講申込みの受付期間及び場所

1 受付期間 令和三年九月六日（月曜日）から同月十日（金曜日）まで

2 受付場所

次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部

支部名	所 在 地
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健部内
速見支部	速見郡日出町字仁王山三五三一番地二四 日出総合庁舎内
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健部内
津久見市支部	津久見市港町一番二一〇号 津久見商工会議所内
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健部内
豊後大野支部	豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健部内
竹田支部	竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内
日田支部	日田市田島二丁目二番五号 西部保健部内
玖珠郡支部	玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内
中津支部	中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健部内
宇佐支部	宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内
豊後高田支部	豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内
大分市支部	大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年六月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市挾間町古野字大間七十二番ほか四筆及び七十五番二の一部並びに七十三番ほか二筆の各地先里道及び七十二番地先水路、字松原三百四十四番ほか二筆並びに三百四十四番地先里道及び三百四十四番地先水路並びに字水毛ツル百七十八番十三の一部及び百七十八番十ほか二筆の各地先水路

二 開発区域の面積

五千百九十六・三一平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

大分市舞鶴町二丁目六千八百八十八番地一

株式会社コーリン不動産

代表取締役 城 野 好 則

四 完了検査年月日

令和三年五月二十八日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和三年六月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

日田市大字渡里字柿町千百三十六番五ほか二十筆及び千百三十六番五地先里道

二 開発区域の面積

四千百九十三・七五平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

日田市田島本町二番三十六号二百一号

株式会社JAPAN・FUTUREコーポレーション

代表取締役 中 川 好 明

四 完了検査年月日

令和三年五月三十一日

令和三年六月十五日

大分県報（公告）

三